

E i w a N e w s

平成 28 年 3 月期決算における留意点

平成 28 年 4 月
(No. 129)

平成 28 年度税制改正に関する法案「所得税法等の一部を改正する法律案」及び「地方税法等の一部を改正する等の法案」が、平成 28 年 3 月 29 日に国会で可決・成立いたしました。

今回は、本改正も含めて平成 28 年 3 月期決算における留意点を中心にご紹介いたします。

(1) 法人税率

法人税率は、段階的に下図のように引き下げられます。(普通法人)

| 区分 | | 平成27年3月31日以前 開始事業年度 | 平成27年4月1日～ 平成28年3月31日 開始事業年度 | 平成28年4月1日～ 平成29年3月31日 開始事業年度 |
|--------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 中小法人以外の法人(※) | | 25.5% | 23.9% | 23.4% |
| 中小法人 | 所得金額 年800万円超 | 25.5% | 23.9% | 23.4% |
| | 年800万円以下 | 15.0% | 15.0% | 15.0% |

(※) 平成 30 年 4 月 1 以後開始事業年度 23.2%

(2) 繰越欠損金の控除限度額

中小法人等を除き、繰越欠損金の控除限度額が下記のとおり変更されます。

- ①平成 24 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日開始事業年度・・・80%
- ②平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日開始事業年度・・・65%
- ③平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日開始事業年度・・・60%
- ④平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日開始事業年度・・・55%
- ⑤平成 30 年 4 月 1 日以降開始事業年度・・・50%

(3) 貸倒引当金

1. 経過措置の終了

平成 23 年度税制改正により、下記以外の法人は貸倒引当金の損金算入限度額が縮減されてきました。

- ①資本金 1 億円以下の法人（資本金 5 億円以上の法人と完全支配関係があるもの等を除く）
- ②銀行・保険会社等

平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度においては、その全額が損金不算入となります。

2. 簡便法の基準年度の変更

中小企業者等が法定繰入率により繰入限度額を算定する場合の実質的に債権とみられない金額につき、簡便法を適用する場合の基準年度が下記のとおり変更されます。

①変更前：平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度

②変更後：平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度

※平成27年4月1日以後、最初に開始する事業年度において簡便法を適用する場合の基準年度は当期のみとなります。

(4) 受取配当等の益金不算入

1. 株式等区分の変更

平成27年4月1日以後に開始する事業年度では、下図のように株式等の区分が変更されます。

平成28年3月期決算法人については、改正後の区分で受取配当等の益金不算入の金額を計算することとなります。

| 変更前(～平成27年3月31日開始事業年度) | | | | 変更後(平成27年4月1日～開始事業年度) | | | |
|------------------------|-------|-----------|---------|-----------------------|----------|-----------|---------|
| 区分 | 保有割合 | 益金不算入 | 負債利子の控除 | 区分 | 保有割合 | 益金不算入 | 負債利子の控除 |
| ①完全子法人株式等 | 100% | 受取配当金の全額 | なし | ①完全子法人株式等 | 100% | 受取配当金の全額 | なし |
| ②関係法人株式等 | 25%以上 | | あり | ②関連法人株式等 | 1/3超 | | あり |
| ③上記以外 | 25%未満 | 受取配当金の50% | | ③その他の株式等(①②④以外) | 5%超1/3以下 | 受取配当金の50% | なし |
| | | | | ④非支配目的株式等 | 5%以下 | 受取配当金の20% | |

2. 基準年度の変更

関連法人株式等に係る簡便法による負債利子控除割合の算定において、基準年度が下記のとおり変更されています。

①変更前：平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始した各事業年度

②変更後：平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始した各事業年度

(5) 所得拡大促進税制の適用要件（増加割合）

所得拡大促進税制の適用要件の一つである「雇用者給与等支給額が、基準事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額より一定の割合以上増加していること」の「一定の増加割合」が下記のとおり変更されています。

①平成27年4月1日前に開始する事業年度・・・2%以上

②平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度・・・3%以上

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。